

耐震シェルター・ベッドの設置助成について

1. 対象

- ・ 足立区在住で自身の居住する住宅に居住されている方。
(令和8年3月31日までに工事完了の手続きを行った方が対象)
- ・ お住まいの住宅が、下記の全部に該当するもの
 - ① 昭和56年5月以前に建築された自己所有の2階建以下の木造戸建て住宅
 - ② 区の耐震診断助成を受け、耐震性が不足していると判定されたもの
 - ③ 区の耐震改修工事助成を利用したことの無いもの

2. 対象工事の内容

- ・ 東京都が「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」として紹介している装置部門に記載の耐震シェルター及び防災ベッドを設置する工事

<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/info/topic02.html>

3. 助成金額

1世帯につき、上限30万円

4. 助成対象とならないもの

- ・ 器具のみの購入費
- ・ 助成申請前に工事を行っているもの。
- ・ 空調、介護ベッド等のオプション品。

5. 注意点

この助成を受けた方は、耐震シェルター・ベッドなどを設置した住宅に行く、耐震改修工事の助成は受けられなくなりますのでご注意ください。

その他、助成には条件があります。詳細については下記の窓口までご相談ください。



足立区建築防災課耐震化推進第一係・第二係
電 話 : 03 (3880) 5317
ファックス : 03 (3880) 5615
Eメール : kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp